

2 平成 18 年 3 月 31 日に在学する者の共通科目に係る部分については、この学則による改正後の第 43 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 7 月 20 日平成 18 年度学則第 1 号)

この学則は、平成 18 年 7 月 20 日から施行する。

附 則(平成 18 年 10 月 19 日平成 18 年度学則第 2 号)

この学則は、平成 18 年 10 月 19 日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 21 日平成 18 年度学則第 3 号)

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 19 日平成 18 年度学則第 6 号)

1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 19 年 3 月 31 日に在学する者については、この学則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、この学則による改正後の別表第 2 教育職員免許状の種類の中養護学校教諭一種免許状を特別支援学校教諭一種免許状に改める規定については、この限りでない。

附 則(平成 19 年 7 月 6 日平成 19 年度学則第 1 号)

この学則は、平成 19 年 7 月 6 日から施行する。

附 則(平成 19 年 12 月 26 日平成 19 年度学則第 2 号)

この学則は、平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

附 則(平成 20 年 1 月 17 日平成 19 年度学則第 4 号)

この学則は、平成 20 年 1 月 17 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 19 日平成 19 年度学則第 5 号)

1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 20 年 3 月 31 日に教育学部学校教育教員養成課程及び養護学校教員養成課程に在学する者の、取得できる教育職員の免許状の種類は、この学則による改正後の別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例とする。

3 医学部医学科の平成 20 年度から平成 24 年度までにおける収容定員は、別表第 1 収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第 1 のとおりとする。

4 平成 20 年 3 月 31 日に置かれている工学部社会開発工学科は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該学科の平成 20 年度から平成 22 年度までにおける収容定員は、附則別表 2 のとおりとし、当該学科に在学する学生が取得できる教育職員の免許状の種類は、なお従前の例による。

5 工学部の平成 20 年度から平成 22 年度までにおける収容定員は、別表第 1 収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第 3 のとおりとする。

- 6 平成 20 年 3 月 31 日に置かれている繊維学部応用生物科学科，繊維システム工学科，素材開発化学科，機能機械学科，精密素材工学科，機能高分子学科及び感性工学科は，この学則による改正後の規定にかかわらず，同日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間，存続するものとする。この場合において，当該学科の平成 20 年度から平成 22 年度までにおける収容定員は，附則別表 4 のとおりとし，当該学科に在学する学生が取得できる教育職員の免許状の種類は，なお従前の例による。
- 7 繊維学部先進繊維工学課程，機能機械学課程，感性工学課程，応用化学課程，材料化学工学課程，機能高分子学課程，バイオエンジニアリング課程，生物機能科学課程及び生物資源・環境科学課程の平成 20 年度から平成 22 年度までにおける収容定員は，別表第 1 収容定員表の規定にかかわらず，附則別表第 5 のとおりとする。

附則別表第 1(附則第 3 項関係)

区分		収容定員				
		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
医学部	医学科	595(15)	600(10)	605(5)	610	620

注： 収容定員欄の括弧書は，第 3 年次編入分で内数である。

附則別表第 2(附則第 4 項関係)

区 分		収容定員		
		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
工学部	社会開発工学科	285	190	95

附則別表第 3(附則第 5 項関係)

区 分		収容定員		
		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
工学部	機械システム工学科	320	320	323(3)
	電気電子工学科	380	380	383(3)
	土木工学科	45	90	137(2)
	建築学科	50	100	152(2)
	物質工学科	240	240	243(3)
	情報工学科	360	360	365(5)
	環境機能工学科	200	200	202(2)

	各学科共通	40	40	20
--	-------	----	----	----

注： 収容定員欄の括弧書は，第3年次編入分で内数である。

附則別表第4(附則第6項関係)

区 分		収 容 定 員		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
繊維学部	応用生物科学科	90	60	30
	繊維システム工学科	117	78	39
	素材開発化学科	117	78	39
	機能機械学科	129	86	43
	精密素材工学科	117	78	39
	機能高分子学科	138	92	46
	感性工学科	117	78	39
	学科共通	20	20	10

附則別表第5(附則第7項関係)

区 分		収 容 定 員		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
繊維学部	先進繊維工学課程	30	60	91(1)
	機能機械学課程	30	60	91(1)
	感性工学課程	30	60	91(1)
	応用化学課程	37	74	112(1)
	材料化学工学課程	37	74	112(1)
	機能高分子学課程	36	72	110(2)
	バイオエンジニアリング課程	25	50	76(1)
	生物機能科学課程	25	50	76(1)
	生物資源・環境科学課程	25	50	76(1)

注： 収容定員欄の括弧書は，第3年次編入分で内数である。

附 則(平成20年9月18日平成20年度学則第1号)

この学則は，平成20年9月18日から施行する。

附 則(平成21年3月19日平成20年度学則第2号)

1 この学則は，平成21年4月1日から施行する。

- 2 医学部医学科の平成 21 年度から平成 29 年度までにおける収容定員及び入学定員並びに平成 30 年度から平成 34 年度までにおける収容定員は、別表第 1 収容定員表の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。

附則別表(附則第 2 項関係)

区分		収 容 定 員 及 び 入 学 定 員											
		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員
医	医	605(10)	110	615(5)	110	625	110	640	110	655	110	660	110
区分		収 容 定 員 及 び 入 学 定 員											
		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
		収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	収容定員	収容定員	収容定員	収容定員	
医	医	660	110	660	110	660	110	650	640	630	620	610	

注： 収容定員欄の括弧書は、第 3 年次編入分で内数である。

附 則(平成 21 年 5 月 21 日平成 21 年度学則第 1 号)

この学則は、平成 21 年 5 月 21 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 12 条第 1 項の改正規定並びに第 15 条及び第 24 条の次にそれぞれ 1 条を加える改正規定については、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 26 日平成 21 年度学則第 3 号)

- この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 医学部医学科の平成 22 年度から平成 31 年度までにおける収容定員及び入学定員並びに平成 32 年度から平成 36 年度までにおける収容定員は、別表第 1 収容定員表の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。

附則別表(附則第 2 項関係)

区分	収 容 定 員 及 び 入 学 定 員											
----	---------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
		收容定員	入学定員	收容定員	入学定員	收容定員	入学定員	收容定員	入学定員	收容定員	入学定員	收容定員	入学定員	收容定員	入学定員
医学部	医学科	618(5)	113	631	113	649	113	667	113	675	113	678	113	678	113
区分		収 容 定 員 及 び 入 学 定 員													
		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	平成 33 年度		平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度		
		收容定員	入学定員	收容定員	入学定員	收容定員	入学定員	收容定員	收容定員		收容定員	收容定員	收容定員		
医学部	医学科	678	113	668	103	658	103	645	632		619	606	603		

注： 收容定員欄の括弧書は，第 3 年次編入分で内数である。

附 則(平成 22 年 12 月 16 日平成 22 年度学則第 2 号)

この学則は，平成 22 年 12 月 16 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 29 日平成 22 年度学則第 4 号)

1 この学則は，平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 医学部医学科の平成 23 年度から平成 31 年度までにおける收容定員及び入学定員並びに平成 32 年度から平成 36 年度までにおける收容定員は，別表第 1 收容定員表の規定にかかわらず，附則別表のとおりとする。

附則別表(附則第 2 項関係)

		収 容 定 員 及 び 入 学 定 員											
区分		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
		收容定員	入学定員	收容定員	入学定員	收容定員	入学定員	收容定員	入学定員	收容定員	入学定員	收容定員	入学定員

医学部	医学科	633	115	653	115	673	115	683	115	688	115	690	115
区分		収容定員及び入学定員											
		平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	
		収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	収容定員	収容定員	収容定員	収容定員	
医学部	医学科	690	115	680	105	670	105	655	640	625	610	605	

附 則(平成24年3月29日平成23年度学則第1号)

- この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 教育学部の学校教育教員養成課程、生涯スポーツ課程及び教育カウンセリング課程の平成24年度から平成26年度における収容定員は、この学則による改正後の別表第1の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。
- 平成24年3月31日に教育学部の学校教育教員養成課程、特別支援学校教員養成課程及び工学部環境機能工学科に在学する学生が取得できる教育職員免許状の種類は、この学則による改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則別表(附則第2項関係)

区 分		収 容 定 員		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
教育学部	学校教育教員養成課程	850	860	870
	生涯スポーツ課程	115	110	105
	教育カウンセリング課程	75	70	65

附 則(平成25年2月2日平成24年度学則第3号)

- この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 平成25年3月31日に置かれている人文学部の人間情報学科及び文化コミュニケーション学科は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該学科に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該学科の平成25年度から平成27年度までにおける収容定員は、

附則別表第1のとおりとし、当該学科に在学する学生が取得できる教育職員の免許状の種類は、なお従前の例による。

- 3 人文学部人文学科の哲学・芸術論コース，文化情報論・社会学コース，心理学・社会心理学コース，歴史学コース，比較言語文化コース，英米言語文化コース及び日本言語文化コースの平成25年度から平成27年度までにおける収容定員は，この学則による改正後の別表第1収容定員表の規定にかかわらず，附則別表第2のとおりとする。
- 4 医学部医学科の平成25年度から平成31年度までにおける収容定員及び入学定員並びに平成32年度から平成36年度までにおける収容定員は，別表第1収容定員表の規定にかかわらず，附則別表第3のとおりとする。

附則別表第1(附則第2項関係)

区 分		収 容 定 員		
		平成25年度	平成26年度	平成27年度
人文学部	人間情報学科	250(10)	170(10)	85(5)
	文化コミュニケーション学科	235(10)	160(10)	80(5)

注： 収容定員欄の括弧書きは，第3年次編入分で，内数である。

附則別表第2(附則第3項関係)

区 分			収 容 定 員		
			平成25年度	平成26年度	平成27年度
人文学部	人文学科	哲学・芸術論コース	20	40	60
		文化情報論・社会学コース	15	30	45
		心理学・社会心理学コース	15	30	45
		歴史学コース	25	50	75
		比較言語文化コース	30	60	90
		英米言語文化コース	25	50	75
		日本言語文化コース	25	50	75
		各コース共通			5(5)

注： 収容定員欄の括弧書きは，第3年次編入分で，内数である。

附則別表第3(附則第4項関係)

区分		収容定員及び入学定員									
		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員
医学部	医学科	678	120	693	120	703	120	710	120	715	120
区分		収容定員及び入学定員									
		平成30年度		平成31年度		平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	
		収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	収容定員	収容定員	収容定員	収容定員	
医学部	医学科	710	110	700	110	680	660	640	620	610	

附 則(平成25年9月19日平成25年度学則第1号)

この学則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成25年11月21日平成25年度学則第2号)

この学則は、平成25年11月21日から施行し、平成25年11月1日から適用する。

附 則(平成26年2月20日平成25年度学則第3号)

この学則は、平成26年3月1日から施行する。ただし、第12条第1項の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日平成25年度学則第4号)

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月18日平成26年度学則第1号)

この学則は、平成26年9月18日から施行する。

附 則(平成26年10月16日平成26年度学則第2号)

この学則は、平成26年10月16日から施行する。

附 則(平成27年1月22日平成26年度学則第3号)

1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

- 2 平成 27 年 3 月 31 日に在学する者の共通教育科目の授業科目及び単位数については、この学則による改正後の第 44 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成 27 年 3 月 31 日に置かれている理学部の数理・自然情報科学科，物理科学科，化学科，地質科学科，生物科学科及び物質循環学科は，この学則による改正後の規定にかかわらず，同日に当該学科に在学する者が在学しなくなるまでの間，存続するものとする。この場合において，当該学科の平成 27 年度から平成 29 年度までにおける収容定員は，附則別表第 1 のとおりとし，当該学科に在学する学生が取得できる教育職員の免許状の種類は，なお従前の例による。
- 4 理学部の数学科及び理学科の平成 27 年度から平成 29 年度までにおける収容定員は，この学則による改正後の別表第 1 収容定員表の規定にかかわらず，附則別表第 2 のとおりとする。
- 5 平成 27 年 3 月 31 日に置かれている農学部の食料生産科学科，森林科学科及び応用生命科学科は，この学則による改正後の規定にかかわらず，同日に当該学科に在学する者が在学しなくなるまでの間，存続するものとする。この場合において，当該学科の平成 27 年度から平成 29 年度までにおける収容定員は，附則別表第 3 のとおりとし，当該学科に在学する学生が取得できる教育職員の免許状の種類は，なお従前の例による。
- 6 農学部の農学生命科学科の平成 27 年度から平成 29 年度までにおける収容定員は，この学則による改正後の別表第 1 収容定員表の規定にかかわらず，附則別表第 4 のとおりとする。

附則別表第 1(附則第 3 項関係)

区 分		収 容 定 員		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
理学部	数理・自然情報科学科	165	110	55
	物理科学科	105	70	35
	化学科	105	70	35
	地質科学科	90	60	30
	生物科学科	90	60	30
	物質循環学科	75	50	25
	各学科共通	20(20)	20(20)	10(10)

注：収容定員欄の括弧書きは，第 3 年次編入分で，内数である。

附則別表第2(附則第4項関係)

区 分		収 容 定 員		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
理学部	数学科	54	108	163(1)
	理学科	151	302	456(3)

注：収容定員欄の括弧書きは，第3年次編入分で，内数である。

附則別表第3(附則第5項関係)

区 分		収 容 定 員		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
農学部	食料生産科学科	186	124	62
	森林科学科	183	122	61
	応用生命科学科	156	104	52
	各学科共通	20(20)	20(20)	10(10)

注：収容定員欄の括弧書きは，第3年次編入分で，内数である。

附則別表第4(附則第6項関係)

区 分		収 容 定 員		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
農学部	農学生命科学科	170	340	516(6)

注：収容定員欄の括弧書きは，第3年次編入分で，内数である。

附 則(平成27年3月19日平成26年度学則第4号)

この学則は，平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月19日

附 則(平成27年9月17日平成27年度学則第1号)

この学則は，平成27年9月17日から施行し，平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成28年1月29日平成27年度学則第2号)

この学則は，平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月30日平成27年度学則第3号)

- 1 この学則は，平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日に置かれている教育学部の特別支援学校教員養成課程，生涯スポーツ課程及び教育カウンセリング課程は，この学則による改正後の規定にかかわらず，同日に当該課程に在学する者が在学しなくなるまでの間，存

続するものとする。この場合において、当該課程の平成 28 年度から平成 30 年度までにおける収容定員は、附則別表第 1 のとおりとし、当該課程に在学する学生が取得できる教育職員の免許状の種類は、なお従前の例による。

- 3 教育学部の学校教育教員養成課程の平成 28 年度から平成 30 年度までにおける収容定員は、この学則による改正後の別表第 1 収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第 2 のとおりとし、平成 28 年 3 月 31 日に当該課程に在学する者の取得できる教育職員の免許状の種類は、この学則による改正後の別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 平成 28 年 3 月 31 日に置かれている経済学部は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該学部で在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該学部の平成 28 年度から平成 30 年度までにおける収容定員は、附則別表第 3 のとおりとする。
- 5 経法学部の平成 28 年度から平成 30 年度までにおける収容定員は、この学則による改正後の別表第 1 収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第 4 のとおりとする。
- 6 平成 28 年 3 月 31 日に置かれている工学部の機械システム工学科，電気電子工学科，土木工学科，建築学科，物質工学科，情報工学科及び環境機能工学科は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該学科に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該学科の平成 28 年度から平成 30 年度までにおける収容定員は、附則別表第 5 のとおりとし、当該学科に在学する学生が取得できる教育職員の免許状の種類は、なお従前の例による。
- 7 工学部の物質化学科，電子情報システム工学科，水環境・土木工学科，機械システム工学科及び建築学科の平成 28 年度から平成 30 年度までにおける収容定員は、この学則による改正後の別表第 1 収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第 6 のとおりとする。
- 8 平成 28 年 3 月 31 日に置かれている繊維学部の先進繊維工学課程，感性工学課程，機能機械学課程，バイオエンジニアリング課程，応用化学課程，材料化学工学課程，機能高分子学課程，生物機能科学課程及び生物資源・環境科学課程は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該課程に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該課程の平成 28 年度から平成 30 年度までにおける収容定員は、附則別表第 7 のとおりとし、当該課程に在学する学生が取得できる教育職員の免許状の種類は、なお従前の例による。
- 9 繊維学部の先進繊維・感性工学科，機械・ロボット学科，化学・材料学科及び応用生物科学科の平成 28 年度から平成 30 年度までにおける収容定員は、こ

の学則による改正後の別表第1 収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第8 のとおりとする。

附則別表第1(附則第2 項関係)

区 分		収 容 定 員		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
教育学部	特別支援学校教員養成課程	60	40	20
	生涯スポーツ課程	75	50	25
	教育カウンセリング課程	45	30	15

附則別表第2(附則第3 項関係)

区 分		収 容 定 員		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
教育学部	学校教育教員養成課程	900	920	940

附則別表第3(附則第4 項関係)

区 分		収 容 定 員		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
経済学部	経済学科	415(40)	290(40)	145(20)
	経済システム法学科	200(20)	140(20)	70(10)

注：収容定員欄の括弧書きは、第3 年次編入分で、内数である。

附則別表第4(附則第5 項関係)

区 分		収 容 定 員		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
経法学部	応用経済学科	100	210(10)	320(20)
	総合法律学科	80	170(10)	260(20)

注：収容定員欄の括弧書きは、第2 年次編入分で、内数である。

附則別表第5(附則第6 項関係)

区 分		収 容 定 員		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
工学部	機械システム工学科	246(6)	166(6)	83(3)
	電気電子工学科	291(6)	196(6)	98(3)

	土木工学科	139(4)	94(4)	47(2)
	建築学科	154(4)	104(4)	52(2)
	物質工学科	186(6)	126(6)	63(3)
	情報工学科	280(10)	190(10)	95(5)
	環境機能工学科	154(4)	104(4)	52(2)

注：収容定員欄の括弧書きは、第3年次編入分で、内数である。

附則別表第6(附則第7項関係)

区 分		収 容 定 員		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度
工学部	物質化学科	95	190	289(4)
	電子情報システム工学科	170	340	517(7)
	水環境・土木工学科	60	120	183(3)
	機械システム工学科	100	200	304(4)
	建築学科	60	120	182(2)

注：収容定員欄の括弧書きは、第3年次編入分で、内数である。

附則別表第7(附則第8項関係)

区 分		収 容 定 員		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度
繊維学部	先進繊維工学課程	92(2)	62(2)	31(1)
	感性工学課程	92(2)	62(2)	31(1)
	機能機械学課程	92(2)	62(2)	31(1)
	バイオエンジニアリング課程	77(2)	52(2)	26(1)
	応用化学課程	113(2)	76(2)	38(1)
	材料化学工学課程	113(2)	76(2)	38(1)
	機能高分子学課程	112(4)	76(4)	38(2)
	生物機能科学課程	77(2)	52(2)	26(1)
	生物資源・環境科学課程	77(2)	52(2)	26(1)

注：収容定員欄の括弧書きは、第3年次編入分で、内数である。

附則別表第8(附則第9項関係)

区 分		収 容 定 員		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
繊維学部	先進繊維・感性工学科	65	130	197(2)
	機械・ロボット学科	60	120	182(2)
	化学・材料学科	105	210	319(4)
	応用生物科学科	50	100	152(2)

注：収容定員欄の括弧書きは，第3年次編入分で，内数である。

附 則(平成 29 年 3 月 17 日平成 28 年度学則第 2 号)

この学則は，平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 6 月 21 日平成 29 年度学則第 1 号)

1 この学則は，平成 29 年 6 月 21 日から施行する。

2 医学部医学科の平成 30 年度から平成 31 年度までにおける収容定員及び入学定員並びに平成 32 年度から平成 36 年度までにおける収容定員は，別表第 1 収容定員表の規定にかかわらず，附則別表のとおりとする。

附則別表(附則第 2 項関係)

区 分		収容定員及び入学定員								
		平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度
		収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	収容定員	収容定員	収容定員	収容定員
医	医	715	115	710	115	695	680	665	650	640
学	学									
部	科									

附 則(平成 30 年 3 月 28 日平成 29 年度学則第 2 号)

1 この学則は，平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 医学部医学科の平成 30 年度から平成 31 年度までにおける収容定員及び入学定員並びに平成 32 年度から平成 36 年度までにおける収容定員は、別表第 1 収容定員表の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。

附則別表(附則第 2 項関係)

区分		収容定員及び入学定員								
		平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度
		収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	収容定員	収容定員	収容定員	収容定員
医学部	医学科	720	120	720	120	705	690	675	660	645

附 則(平成 30 年 11 月 29 日平成 30 年度学則第 1 号)

この学則は、平成 30 年 11 月 29 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 22 日平成 30 年度学則第 2 号)

この学則は、平成 31 年 3 月 22 日から施行し、平成 30 年 10 月 15 日から適用する。

附 則(平成 31 年 3 月 28 日平成 30 年度学則第 3 号)

1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 31 年 3 月 31 日に在学する者については、この学則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和元年 11 月 1 日令和元年度学則第 2 号)

1 この学則は、令和元年 11 月 1 日から施行する。

2 平成 31 年 3 月 31 日に在学する者については、この学則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和元年 12 月 19 日令和元年度学則第 3 号)

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 1 月 22 日令和元年度学則第 4 号)

1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 医学部医学科の令和2年度から令和3年度までにおける収容定員及び入学定員並びに令和4年度から令和8年度までにおける収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。

附則別表(附則第2項関係)

区分		収容定員及び入学定員								
		令和2年度		令和3年度		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	収容定員	収容定員	収容定員	収容定員
医学部	医学科	720	120	720	120	705	690	675	660	645

附則(令和2年3月27日令和元年度学則第6号)

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附則(令和2年7月16日令和2年度学則第1号)

この学則は、令和2年7月16日から施行する。

附則(令和2年10月1日令和2年度学則第3号)

この学則は、令和2年10月1日から施行する。

附則(令和3年1月28日令和2年度学則第4号)

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附則(令和3年4月21日令和3年度学則第1号)

1 この学則は、令和3年4月22日から施行する。

2 信州大学公開講座講習料規程(平成16年信州大学規程第89号)は、廃止する。

附則(令和3年12月15日令和3年度学則第2号)

この学則は、令和3年12月16日から施行する。

附則(令和4年1月26日令和3年度学則第3号)

1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

2 医学部医学科の令和4年度における収容定員及び入学定員並びに令和5年度から令和9年度までにおける収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。

附則別表(附則第2項関係)

区分		収容定員及び入学定員					
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度

		収容定員	入学定員	収容定員	収容定員	収容定員	収容定員	収容定員
医学部	医学科	720	120	705	690	675	660	645

附 則(令和4年3月30日令和3年度学則第6号)

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年5月18日令和4年度学則第1号)

この学則は、令和4年5月19日から施行する。

附 則(令和一年一月一日令和一年度学則第一号)

1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。

2 医学部医学科の令和5年度における収容定員及び入学定員並びに令和6年度から令和10年度までにおける収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。

附則別表(附則第2項関係)

区分		収容定員及び入学定員						
		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
		収容定員	入学定員	収容定員	収容定員	収容定員	収容定員	収容定員
医学部	医学科	720	120	705	690	675	660	645

別表第1(第11条関係)

収容定員表

区分			収容定員	入学定員	編入学定員
人文学部	人文学科	哲学・芸術論コース	80	20	
		文化情報論・社会学コース	60	15	
		心理学・社会心理学コース	60	15	
		歴史学コース	100	25	
		比較言語文化コース	120	30	
		英米言語文化コース	100	25	
		日本言語文化コース	100	25	
		各コース共通	10 (10)		5

	計	630(10)	155	5	
教育学部	学校教育教員養成課程	960	240		
	計	960	240		
経法学部	応用経済学科	430(30)	100	10※	
	総合法律学科	350(30)	80	10※	
	計	780(60)	180	20※	
理学部	数学科	218(2)	54	1	
	理学科	610(6)	151	3	
	計	828(8)	205	4	
医学部	医学科	630	105		
	保健学科	看護学専攻	300(20)	70	10
		検査技術科学専攻	154(6)	37	3
		理学療法学専攻	76(4)	18	2
		作業療法学専攻	76(4)	18	2
	計	1,236(34)	248	17	
工学部	物質化学科	388(8)	95	4	
	電子情報システム工学科	694(14)	170	7	
	水環境・土木工学科	246(6)	60	3	
	機械システム工学科	408(8)	100	4	
	建築学科	244(4)	60	2	
	計	1,980(40)	485	20	
農学部	農学生命科学科	692(12)	170	6	
	計	692(12)	170	6	
繊維学部	先進繊維・感性工学科	264(4)	65	2	
	機械・ロボット学科	244(4)	60	2	
	化学・材料学科	428(8)	105	4	
	応用生物科学科	204(4)	50	2	
	計	1,140(20)	280	10	

合計	8,246(184)	1,963	82
----	------------	-------	----

備考

1 収容定員欄の括弧書は，編入分で，内数である。

2 編入学定員のうち，※を付したものは第2年次編入であり，無印のものは第3年次編入である。

別表第2(第56条関係)

教育職員免許状の種類

学部名	学科名等	教育職員免許状の種類	免許教科又は特別支援教育領域
人文学部	人文学科	哲学・芸術論コース	高等学校教諭一種免許状 公民
		歴史学コース	中学校教諭一種免許状 社会
			高等学校教諭一種免許状 地理歴史
		英米言語文化コース	中学校教諭一種免許状 英語
			高等学校教諭一種免許状 英語
		日本語言語文化コース	中学校教諭一種免許状 国語
			高等学校教諭一種免許状 国語
		教育学部	学校教育教員養成課程
小学校教諭一種免許状			
中学校教諭一種免許状	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術，家庭，英語		
高等学校教諭一種免許状	国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，保健体育，家庭，英語		

		特別支援学校教諭一種免許状	知的障害者，肢体不自由者，病弱者
理学部	数学科	中学校教諭一種免許状	数学
		高等学校教諭一種免許状	数学
	理学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科
工学部	物質化学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科，工業
	電子情報システム工学科	中学校教諭一種免許状	数学
		高等学校教諭一種免許状	数学，情報，工業
	水環境・土木工学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科，工業
	機械システム工学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科，工業
	建築学科	高等学校教諭一種免許状	工業
	農学部	農学生命科学科	中学校教諭一種免許状

		高等学校教諭一種免許状	理科，農業
繊維学部	先進繊維・感性工学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科，工業
	機械・ロボット学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科，工業
	化学・材料学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科
	応用生物科学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科

信州大学学則の変更事項

1. 趣旨

医学部医学科の入学定員を見直すため、所要の改正を行う。

2. 概要

医学部医学科の入学定員及び収容定員に関する規定を整備する。

3. 施行日

令和5年4月1日

信州大学学則新旧対照表

改正後			改正前																																							
<p><u>附 則</u></p> <p>1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>2 医学部医学科の令和5年度における収容定員及び入学定員並びに令和6年度から令和10年度までにおける収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、<u>附則別表のとおりとする。</u></p> <p>附則別表(附則第2項関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区分</th> <th colspan="7">収容定員及び入学定員</th> </tr> <tr> <th colspan="2">令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> </tr> <tr> <th>収容定員</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> <th>収容定員</th> <th>収容定員</th> <th>収容定員</th> <th>収容定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医学部</td> <td>医学科</td> <td>720</td> <td>120</td> <td>705</td> <td>690</td> <td>675</td> <td>660</td> <td>645</td> </tr> </tbody> </table>			区分		収容定員及び入学定員							令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	収容定員	入学定員	収容定員	収容定員	収容定員	収容定員	収容定員	収容定員	医学部	医学科	720	120	705	690	675	660	645	(新設)						
区分		収容定員及び入学定員																																								
		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度																																		
収容定員	入学定員	収容定員	収容定員	収容定員	収容定員	収容定員	収容定員																																			
医学部	医学科	720	120	705	690	675	660	645																																		

(制定理由)

新成長戦略に基づき、平成20年度に開始された医学部医学科の入学定員の臨時増員について令和5年度、再度15人増員することに伴い、所要の改正を行うため。